

## 再エネ出力制御に関する よくあるご質問

### <共通>

Q 1. 再エネを出力制御しないといけない理由を教えてください。

- 電力系統については、常に需要と供給を一致させ需給バランスを維持する必要がある、このバランスが崩れると、周波数を一定に維持できなくなり、最悪の場合、大規模停電が発生する恐れがあります。
- 再エネ導入量が増加すると、電気の消費量が少ない春や秋（軽負荷期）を中心に電力が需要を上回って余剰となる場合があります、当社は、火力の出力抑制、揚水発電所の水の汲み上げや連系線による他エリアへの送電等、余剰電力解消のための最大限の対策を行っていますが、それでも余剰電力を解消できない場合、再エネの出力制御をせざるを得ない状況となります。
- このように電力の安定供給確保のため必要な場合には再エネ出力制御を実施しますが、当社では、再エネ出力制御量の低減に向けて様々な取組を実施しております。

詳しくは、「[再生可能エネルギーの出力制御について（再エネ出力制御量の低減に向けた取組）](#)」をご覧ください。

Q 2. 出力制御に応じない場合はどうなるのでしょうか。

- 出力制御はFIT法や広域機関の優先給電ルール、事業者さまとの契約にもとづく安定供給確保に必要な措置であり、必ず応じていただく必要があります。応じていただけない場合は契約解除を視野に入れて対応させていただきます。

Q 3. システムトラブル等により出力制御に応じられなかったのですが、どうなるのでしょうか。

- 次回出力制御時に優先的に制御していただきます。制御に応じていただけない状況が解消されない場合は、契約解除を視野に入れて対応させていただきます。

Q 4. 出力制御はどのように指示されますか。

- オフライン事業者さま（手動制御が必要な場合に限り）には、前日に自動電話とメールで制御指示を行います。
- オンライン事業者さまには、前日に当社ホームページで制御予告（前日指示相当）を行います。（希望者さまにはメールで通知）  
その後、当日の需給状況を踏まえ、前日指令のオフライン制御に加えて出力制御が必要な場合に、制御スケジュールを配信します。（実需給2時間前に判断）

Q 5. 所有する発電所で出力制御が行われたかの確認はできますか。

- 当社の再エネ制御システムにログインすることでご確認いただけます。  
(※オンライン代理制御対象のオフライン事業者さまは除きます。)
- 再エネ制御システムのURLは当社から送付しております「再エネ制御システムの「初期パスワード」の送付について」に記載されておりますので、ご確認ください。  
なお、要件化開始以降（2018年6月1日～）にお申込みの事業者さまについては、連系承認時に発行した接続の同意を証する書類に同封して送付しております。

Q 6. 出力制御に関する電話番号やメールアドレスを変更できますか。

- 当社の再エネ制御システムにログインすることで登録内容を変更いただけます。  
(※オンライン代理制御対象のオフライン事業者さまは除きます。)
- 再エネ制御システムのURLは当社から送付しております「再エネ制御システムの「初期パスワード」の送付について」に記載されておりますので、ご確認ください。  
なお、要件化開始以降（2018年6月1日～）にお申込みの事業者さまについては、連系承認時に発行した接続の同意を証する書類に同封して送付しております。

Q 7. 再エネ制御システムのログインIDやパスワードがわかりません。

- 当社から送付しております「出力制御機能付PCS用「発電所ID」の発行について」および「再エネ制御システムの「初期パスワード」の送付について」に記載されておりますので、ご確認ください。  
なお、要件化開始以降（2018年6月1日～）にお申込みの事業者さまについては、連系承認時に発行した接続の同意を証する書類に同封して送付しております。
- 紛失された場合などは、書面にて通知いたしますので、当社のネットワークコールセンターへお問合せください。  
<https://www.yonden.co.jp/nw/contact/call-center/index.html>

Q 8. 出力制御に関する詳しい内容が掲載されたHPはありますか。

- 資源エネルギー庁HP「[なるほど！グリッド](#)」に、出力制御に関するルール等が掲載されておりますので、ご確認ください。
- また、当社HP「[再生可能エネルギーの出力制御に係る 運用の基本的考え方について（経済的出力制御（オンライン代理制御）対応）](#)」に、出力制御に関する運用の基本的な考え方等が掲載されておりますので、ご確認ください。

## <オフライン事業者さま>

Q9. 当社の発電所がなぜ出力制御対象に選ばれたのですか。

- 出力制御を実施する発電所の選定は、出力制御の公平性を確保したうえで、必要な制御量を満足するよう、当社のシステムにより自動的に行われます。出力制御の公平性の考え方については、資源エネルギー庁が定める「[出力制御の公平性の確保に係る指針](#)」に記載されていますので、ご確認ください。

Q10. 出力制御指令を前日より早くしてもらえませんか。また、当社の発電所が出力制御の対象に選ばれる日を事前に知ることはできませんか。

- 出力制御量を低減するため、より精度の高い需要予測や再エネ出力予測、他エリアの受電余力を考慮した出力制御の必要量を前日に算定しており、必要量を満足するよう、当社のシステムにより自動的に出力制御対象を選定しています。  
このため、出力制御指令の前倒しや個別に出力制御の見通しをお知らせすることは困難です。
- なお、出力制御の可能性については当社HPの「[再生可能エネルギー出力制御の見通し](#)」にて3日前より公表しています。ただし、需給状況の変動により、それまでの公表内容から変更となる場合があります。

Q11. 出力制御実施後の結果報告などは必要ですか。

- 出力制御実施日以降、当社で実施有無を確認いたしますので基本的には不要です。ただし、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」にもとづき当社から出力制御対象日の運転実績等のデータ提供を求める場合がありますので、その際には速やかにご提出いただくようお願いいたします。

Q12. 前日送信された指令メールに記載のあった指令時間内で発電してしまった時間帯があった場合、どのような扱いになりますか。

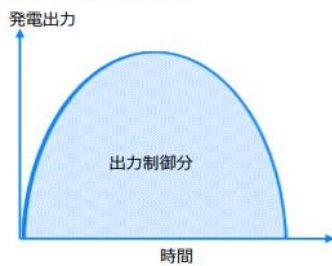
- 出力制御はFIT法や広域機関の優先給電ルール、事業者さまとの契約にもとづく安定供給確保に必要な措置であり、出力制御日の前日にお送りするメールに記載のある指令時間（例：8時～16時）において必ず出力制御していただく必要があります。指令時間内に発電が確認された場合、その日は出力制御に応じていただけなかったものとして取り扱います。  
(出力制御に応じていただけない場合の取り扱いについてはQ2をご覧ください。)
- 現地に出向く手間を省き、出力制御を確実に実施するため、当社ではオンライン化を推奨しています。  
(オンライン化のメリットについてはQ13をご覧ください。)

Q13. オンライン化するメリットはありますか。

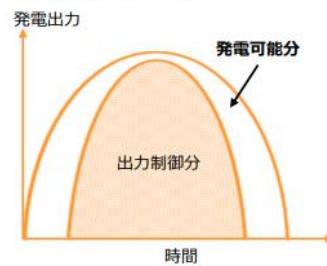
- オンライン化すると、当社システムからの指令により自動で出力制御を実施するため、出力制御実施のため現地に出向く手間を省くことができます。また、再エネの発電出力は気象状況に左右されますが、オンライン制御であれば、実際に発電する直前の出力予測に応じて制御を行うため、オフライン制御に比べ、出力制御量を低減する効果も期待できます。

【オフライン・オンライン制御のイメージ】

<オフライン制御(イメージ)>



<オンライン制御(イメージ)>



### <オンライン事業者さま>

Q14. 出力制御に関するメールが届きましたが、現地操作は必要ですか。

- オンライン事業者さまのうち、希望される方には、出力制御の実施前日にメールを配信しています。
- オンライン事業者さまの出力制御は当社システムからの指令により自動で行われるため、事業者さまによる現地操作は基本的に不要です。

Q15. 出力制御される時間帯はいつですか。

- オンライン事業者さまの出力制御は、当日の需給状況をふまえて実需給の2時間前にその可否を判断します。その結果、前日指令のオフライン本来制御に加えて出力制御が必要と判断した場合に制御スケジュールを配信しますので、再エネ制御システムによりご確認ください。

Q16. 出力制御に対応するにあたり注意すべき点がありますか。

- 高低圧のオンライン事業者さまはインターネット回線を経由して当社システムから受信する制御（更新）スケジュールにより出力制御を実施しますので、常時インターネット回線が正常に接続されている必要があります。
- ネットワーク機器のトラブル等により、正常に接続されていない場合、既に配信している固定スケジュールに従い運転されますが、更新スケジュールに比べ売電量が大幅に減少するおそれがあります。  
また、毎年3月頃に配信する翌年度の固定スケジュールを取得できなかった場合、4月1日以降、発電停止することとなりますのでご注意ください。

なお、2022年度の固定スケジュールは本年3月1日より配信を開始しています。  
当社HP「[出力制御機能付PCSを設置されている発電事業者さまへ](#)」

Q17. オンライン代理制御を実施した場合、補償されますか。

- オフライン事業者さまが本来行うべき出力制御をオンライン事業者さまが代理で実施し、法令上は、オフライン事業者さまが出力制御を行い、オンライン事業者さまが発電及び供給を行ったものとみなして、オンライン事業者さまが、自身の発電設備に適用されている調達価格による対価を受けることができます。

詳しくは、資源エネルギー庁HP「[なるほど！グリッド](#)」をご覧ください。